

名古屋港管理組合公報

令和8年3月13日
(金曜日)
第145号

目次

○平成29年名古屋港管理組合告示第2号の一部改正 1

告 示

名古屋港管理組合告示第9号

平成29年名古屋港管理組合告示第2号（港湾法に基づく放置の行為を禁止する区域及び物件の指定）の一部を次のとおり変更する。

令和8年3月13日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 広沢 一郎

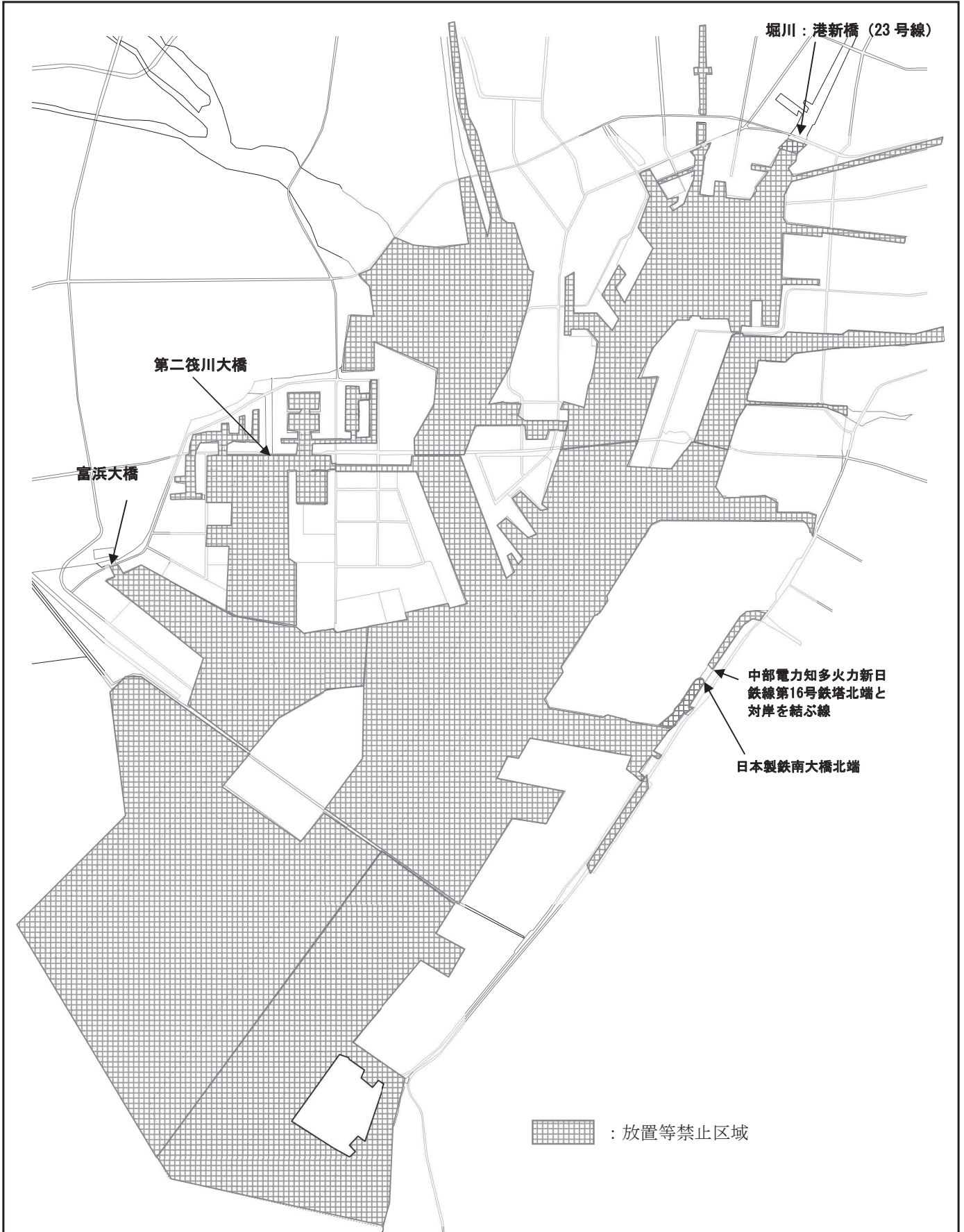
1 放置等禁止指定区域(4)を次のように改める。

(4) 北緯35度1分2秒・東経136度52分35秒の地点、北緯35度1分4秒・東経136度52分32秒の地点、北緯35度1分11秒・東経136度52分42秒の地点及び北緯35度1分12秒・東経136度52分39秒の地点を結ぶ線並びに陸岸により囲まれた港湾区域

放置等禁止区域の指定区域を次のように改める。

【別図】

施行期日 令和8年4月1日



発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合